

実費徴収に係る補足給付事業について

1 補足給付とは

各施設・事業所は、日用品や文房具等の購入に要する費用等について、保育料とは別に実費徴収を行うことができます。その実費徴収額について、生活保護世帯を対象に、その費用の一部を補助する事業です。

2 補足給付事業の内容

(1) 補足給付の対象者

補足給付の対象者は、生活保護世帯（＝1・2号認定子どもは副食費徴収免除対象者のうち「免除（A）」、3号認定子どもは利用者の負担区分がA階層）です。

(2) 助成内容

教材費・行事費等（1・2・3号認定）：基準額（1人あたり月額）2,500円まで

各施設・事業所は、実費徴収を行う際に、基準額分を軽減して利用者から実費徴収を行います。

3 請求方法

施設・事業所は、対象となる各児童の「補足給付確認書」を記載し、保護者から署名をもらいます。保護者から署名をもらった「補足給付確認書」及び実費徴収の内容と金額がわかる拳証資料を届出書等と一緒に毎月15日までに横浜市に提出して下さい。請求方法の不明点については、給付担当045-671-0202、0204までお問い合わせください。

<補足給付確認書のHP掲載場所>

横浜市 HP トップページから「事業者向け情報→子育て→子ども・子育て支援新制度への移行案内→事業者の皆さまへ→「請求事務について」のページはこちら→各種様式について」の順にお進みください。

事業種別を選択すると、補足給付確認書やその記入例、QA が記載されていますので、ご確認いただき、請求してください。

4 請求月について

横浜市への補足給付の請求は、実費徴収を行う予定（もしくは行った）日が属する月に行います。なお、市に提出いただく補足給付確認書には、保護者から署名をいただく箇所があるので、請求漏れがないようご注意ください。

5 拳証資料について

拳証資料は、請求物品等名称・金額・実費徴収予定（実施）月が明記されているものを提出してください。対象保護者は補足給付分の実費徴収が軽減となり、補足給付分の請求書は存在しないため、対象保護者以外に配布した請求書（提出時個人情報部分は黒塗り）や園だより、重要事項説明書等、確認できるものを提出してください。

6 補足給付の教材費・行事費等の対象

補足給付でいう、「行事費等」とは、保育・教育の便宜に供するものとされています。具体的には以下の例示を参考にしてください。

補足給付の対象の例

補足給付の対象になる		補足給付の対象にならない
スモック	お道具箱	給食代（主食費・副食費）
絵本	文具セット	写真
寝具代	ワークブック	アルバム
教材費	シール	DVD
オルガン	歯ブラシ	
カスタネット	英語教材	
衣類	オムツ	
ゴム印	制服・体操着	
IDカード（追加分）	宿泊行事費	実費徴収の対象にならない
名札	展覧会見学費	施設整備寄付金
防災頭巾	保育参加給食費	PTA会費
防災靴	遠足積立金	プールレッスン料
クレパス	送迎費	英語レッスン料
のり	駐車場利用料	延長保育料
はさみ	保育園外保育代	一時預かり保育料
鉛筆	布団洗濯代	
マーカー	共済掛け金	
自由画帳	災害給付制度加入	
連絡帳	等	

- 実費徴収を行っている
 - 「免除（A）」又は「A階層」の児童が在園している
- 全て該当する場合は、補足給付事業をご利用ください！

<問合せ先（こども青少年局保育・教育運営課）>

補足給付の制度について 045-671-3564

請求方法について 045-671-0202、0204

<送付先>

〒231-0015

横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局保育・教育運営課給付担当 行